

老人福祉計画および介護保険事業計画の概要

令和2(20)年6月現在

	老人福祉計画		介護保険事業計画	
	市町村老人福祉計画	都道府県老人福祉計画	市町村介護保険事業計画	都道府県介護保険事業支援計画
国の計画・指針			【介護保険事業計画について国が定める指針】 ○厚生労働大臣は、介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施を確保するため、次の事項について基本指針を定める ・介護給付の提供体制の確保等に関する基本的事項 ・市町村および介護給付の見込量を定める際の参酌標準等、市町村および都道府県の介護保険事業(支援)計画の作成に関する事項 ・その他保険給付の円滑な実施の確保に必要な事項	
根拠法	老人福祉法20条の8	老人福祉法20条の9	介護保険法117条	介護保険法118条
計画の性格	老人居宅生活支援事業および老人福祉施設による事業(老人福祉事業)の供給体制の確保に関する計画	各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画	市町村が行う介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施に関する計画	介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
計画期間	定めなし(ただし介護保険事業(支援)計画と一体のものとして策定)		3年を1期とする	
定める事項	○市町村の区域において確保すべき老人福祉事業量の目標 ・老人居宅生活支援事業、特別養護老人ホーム等の目標を定めるに当たっては、介護保険事業計画の介護サービスの見込量を勘案すること ・養護老人ホーム等の目標を定めるに当たっては、厚生労働大臣が、参酌すべき標準を定める ○老人福祉事業の量の確保のための方策 ○老人福祉事業に従事する者の確保、資質の向上、業務の効率化と質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項	○都道府県が定める区域ごとの養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの必要入所定員総数その他の老人福祉事業の量の目標 ・特別養護老人ホームの必要入所定員総数を定めるに当たっては、介護老人福祉施設等の必要入所定員総数等を勘案しなければならない ○老人福祉施設の整備および老人福祉施設の相互間の連携のために講ずる措置 ○老人福祉事業に従事する者の確保、資質の向上、業務の効率化と質の向上のために講ずる措置	○介護給付等の種類ごとの見込量およびその確保策 ○各年度における地域支援事業に要する費用、見込量等に関する事項 ○介護給付等並びに地域支援事業の量および費用の額、保険料水準の中長期的推計 ○介護予防、日常生活支援、介護給付等適正化にかかる施策に関する事項 ○介護従事者の確保、資質の向上、業務の効率化と質の向上のために講ずる都道府県と連携した措置に関する事項 ○介護給付事業者間の連携確保に関する事業等に関する事項 ○予防給付事業者間の連携確保に関する事業等に関する事項 ○認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項 ○有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数 ○国保や高齢者医療の保険事業との連携、在宅医療・介護連携、居住に係る施策との連携など	○特定施設等および介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数等の介護給付等見込量 ○介護予防、日常生活支援、介護給付等適正化にかかる施策に関する事項 ○介護保険施設等の施設における生活環境改善事業に関する事項 ○介護サービス情報の公表に関する事項 ○介護従事者の確保、資質の向上、業務の効率化と質の向上に資する事業に関する事項 ○介護保険施設相互間の連携の確保に関する事業等に関する事項 ○市町村相互間の連絡調整を行う事業に関する事項 ○有料老人ホームおよびサ高住の入居定員総数
他の計画との関係	市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成 市町村地域福祉計画等と調和が保たれたもの	都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成 都道府県地域福祉支援計画等と調和が保たれたもの	市町村老人福祉計画と一体のものとして作成 地域医療介護総合確保法に基づく市町村計画と整合性が確保されていること 市町村地域福祉計画、市町村高齢者居住安定確保計画等と調和が保たれたもの	都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成 地域医療介護総合確保法に基づく都道府県計画および医療計画と整合性が確保されていること 都道府県地域福祉支援計画、都道府県高齢者居住安定確保計画等と調和が保たれたもの
計画策定に当たっての留意事項	・身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、障害の状況、養護の実態その他の事情を勘案して計画を作成するよう努める ・計画を定め、または変更する時は、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない ・計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出しなければならない	・計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に提出しなければならない	・人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数や利用の意向等を勘案して作成する ・被保険者の心身の状況や置かれている環境等の事情の正確な把握や、事業の実施状況に関する情報を分析した上で、結果を勘案して作成するよう努める ・計画の実績に関する評価を行い、公表の上、都道府県知事に報告する ・計画を定め、または変更する時は、被保険者の意見の反映に必要な措置を講ずる ・計画を定め、または変更する時は、あらかじめ都道府県の意見を聴かなければならない ・計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、都道府県知事に提出しなければならない	・事業の実施状況に関する情報を分析した上で、結果を勘案して作成するよう努める ・計画を定め、または変更したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に提出しなければならない ・計画の実績に関する評価を行い、公表の上、市町村の評価結果とともに厚生労働大臣に報告する

(次頁へつづく)